

# 計量管理規定

## 新旧対照表

平成 30 年 2 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定</p> <p>改正 平成 元年 2月15日 平成 元年 4月 1日 平成 元年 6月 1日 平成 3年 1月 7日 平成 3年 11月29日 平成 4年 12月28日 平成 5年 9月 3日 平成 6年 1月 1日 平成 6年 9月 6日 平成 6年 9月26日 平成 7年 1月18日 平成 7年 2月 9日 平成 7年 3月10日 平成 7年 3月29日 平成 7年 6月 6日 平成 7年 11月 2日 平成 8年 4月 3日 平成 8年 7月22日 平成 8年 10月29日 平成 9年 2月28日 平成 9年 11月28日 平成10年 10月 1日 平成11年 9月10日 平成13年 4月 1日 平成14年 7月19日 平成15年 7月 7日 平成15年 10月 9日 平成17年 10月 1日 平成19年 3月 2日 平成20年 10月 1日 平成22年 3月23日 平成23年 5月 1日 平成24年 5月15日 平成24年 10月 1日 平成26年 4月 1日 平成27年 4月 1日 平成28年 4月 1日 平成29年 12月12日</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定</p> <p>改正 平成 元年 2月15日 平成 元年 4月 1日 平成 元年 6月 1日 平成 3年 1月 7日 平成 3年 11月29日 平成 4年 12月28日 平成 5年 9月 3日 平成 6年 1月 1日 平成 6年 9月 6日 平成 6年 9月26日 平成 7年 1月18日 平成 7年 2月 9日 平成 7年 3月10日 平成 7年 3月29日 平成 7年 6月 6日 平成 7年 11月 2日 平成 8年 4月 3日 平成 8年 7月22日 平成 8年 10月29日 平成 9年 2月28日 平成 9年 11月28日 平成10年 10月 1日 平成11年 9月10日 平成13年 4月 1日 平成14年 7月19日 平成15年 7月 7日 平成15年 10月 9日 平成17年 10月 1日 平成19年 3月 2日 平成20年 10月 1日 平成22年 3月23日 平成23年 5月 1日 平成24年 5月15日 平成24年 10月 1日 平成26年 4月 1日 平成27年 4月 1日 平成28年 4月 1日 平成29年 12月12日 <u>平成30年 月 日</u></p>	<p>・改正期日の追加に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第1編 総 則</p> <p>第1章 目 的</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所（以下「核燃料サイクル工学研究所」という。）における国際規制物資の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理を確保することを目的とし、併せて国際約束に基づく保障措置その他供給当事国別管理の円滑な運営に資することとする。</p>	<p>第1編 総 則</p> <p>第1章 目 的</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法律」という。）第61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号、以下「国規則」という。）第4条の2の2の規定に基づいて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所（以下「核燃料サイクル工学研究所」という。）における国際規制物資の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理を確保することを目的とし、併せて国際約束に基づく保障措置その他供給当事国別管理の円滑な運営に資することとする。</p>	<p>・表記の明確化に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第3編 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。プルトニウム燃料技術開発センターが所掌する施設は、プルトニウム燃料施設及びプルトニウム燃料製造施設（以下「プル燃施設」という。）である。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、プルトニウム燃料技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、技術部長、燃料技術部長、環境プラント技術部長、基盤技術研究開発部長、<u>福島</u>技術開発試験部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、核物質管理課長、品質管理課長、試験第1課長、試験第2課長、プルトニウム燃料施設整備室長、燃料技術開発課長、環境管理課長、環境技術課長、廃止措置技術開発課長、核種移行研究グループリーダー、研究開発第2課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第Ⅲ-1図のとおりとする。</p>	<p>第3編 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。プルトニウム燃料技術開発センターが所掌する施設は、プルトニウム燃料施設及びプルトニウム燃料製造施設（以下「プル燃施設」という。）である。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、プルトニウム燃料技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、技術部長、燃料技術部長、環境プラント技術部長、基盤技術研究開発部長、<u>再処理</u>技術開発試験部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、核物質管理課長、品質管理課長、試験第1課長、試験第2課長、プルトニウム燃料施設整備室長、燃料技術開発課長、環境管理課長、環境技術課長、廃止措置技術開発課長、核種移行研究グループリーダー、研究開発第2課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第Ⅲ-1図のとおりとする。</p>	<p>・日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う変更</p>

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第Ⅲ-1図 プルトニウム燃料技術開発センター計量管理組織図</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅲ-1図 プルトニウム燃料技術開発センター計量管理組織図</p>	<p>・ 日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第4編 研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設における国際規制物資の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設における国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。研究開発施設とは、ウラン系廃棄物関連施設、その他使用施設である。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、環境技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、廃止措置技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、環境技術開発センター計画管理課長とする。</p> <p>5 部長は、廃止措置技術部長、<u>福島</u>技術開発試験部長、放射線管理部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、環境保全課長、廃止措置技術課長、研究開発第1課長、研究開発第2課長、線量計測課長及び環境監視課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第IV-1図のとおりとする。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理組織に関する業務に携わる者は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 統括者は、研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(3) 副統括者は、統括者の行う業務を補佐し、計量管理責任者の行う業務を統括する。</p> <p>(4) 計量管理責任者は、研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設の計量管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(5) 部長は、所掌する部署の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 核燃料管理者は、担当する部署の計量管理に関する業務を行う。</p>	<p>第4編 研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設における国際規制物資の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設における国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。研究開発施設とは、ウラン系廃棄物関連施設、その他使用施設である。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、環境技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、廃止措置技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、環境技術開発センター計画管理課長とする。</p> <p>5 部長は、廃止措置技術部長、<u>再処理</u>技術開発試験部長、放射線管理部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、環境保全課長、廃止措置技術課長、研究開発第1課長、研究開発第2課長、線量計測課長及び環境監視課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第IV-1図のとおりとする。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理組織に関する業務に携わる者は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 統括者は、研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(3) 副統括者は、統括者の行う業務を補佐し、計量管理責任者の行う業務を統括する。</p> <p>(4) 計量管理責任者は、研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設の計量管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(5) 部長は、所掌する部署の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 核燃料管理者は、担当する部署の計量管理に関する業務を行う。</p>	<p>・日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う変更</p>

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第Ⅳ-1図 研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設 計量管理組織図</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅳ-1図 研究開発施設及び高レベル放射性物質研究施設 計量管理組織図</p>	<p>・日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。 附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。 附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。 附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。 附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。 附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。 附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。 附則（26サ（規則）第63号）</p> <p>1 この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。 附則（27サ（規則）第19号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 1月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第 9号）</p>	<p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。 附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。 附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。 附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。 附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。 附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。 附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。 附則（26サ（規則）第63号）</p> <p>1 この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。 附則（27サ（規則）第19号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 1月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第 9号）</p> <p>1 <u>この規定は、平成 年 月 日から施行する。</u> <u>附則（  サ（規則）第 号）</u></p>	<p>・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、所長が別に定める日から施行するものとする。</p>